

枚方市立くすの木園指定候補者選定結果について

枚方市立くすの木園指定候補者の選定について、枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会に諮り、慎重な調査・審議を経て、下記の通り指定候補者を選定しました。

今回選定した指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を9月の市議定会定例会へ提出する予定です。なお、指定期間は平成27年4月1日から3年間で、枚方市と締結する協定に基づき当該施設の管理運営を行います。

記

1. 枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会（委員名は五十音順）

会 長	本 多 重 夫	弁護士
副会長	大 森 布実子	税理士
委 員	石 川 肇	四條畷学園短期大学 ライフデザイン総合学科 教授
委 員	秦 康 宏	大阪人間科学大学 社会福祉学科 准教授
委 員	原 田 由美子	京都女子大学 家政学部 生活福祉学科 准教授

2. 指定候補者となる団体

所 在 地	枚方市新町2丁目1番35号
団 体 名 称	社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会
	会長 高野 勝

3. 指定管理期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日（3年間）

4. 選定の経過

平成26年 7月4日	枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、指定要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準 について審議
平成26年 8月11日	第2回指定管理者選定委員会開催 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施 指定候補者についての審議
平成26年 8月12日	枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会からの答申 指定候補者の選定

5. 選定の概況について

枚方市立くすの木園の指定候補の選定については、公募を行わず、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会を特定し、「枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会」に諮問しました。

同選定委員会において、申請団体から提出された事業計画書の提案内容が本市の要求事項を満たしているかについて、管理運営事業の実績等も踏まえて総合的に判断された結果、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会を指定候補者として選定する旨の答申がなされたものです。

上記、選定委員会の答申に基づき、8月12日に指定候補者を選定しました。

6. 指定管理料について

本施設については、利用料金制を適用します。利用料金制は、施設の利用料金を指定管理者の収入とし、指定管理者は、その額をもって施設の管理運営を代行するものです。

7. 参考（枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会での評価内容）

社会福祉法人枚方市社会福祉協議会は、本施設の現指定管理者としての実績を有し、特に本施設の土曜開所の採用は、利用者の家族に配慮したものとして評価できる。また、ボランティアの積極的な受け入れを行い、外部の視点を入れることで事業の透明性を確保している。

障害者の社会就労が難しい状況で、企業から内職を受注したり、農業に取り組みながら地域住民の理解を得るなど、前向きな取り組みを行っている。今後、災害発生時の対策やリサイクル活動の推進啓発に積極的に取り組むことによって、地域社会との連携を一層深め、利用者の生活介護に役立てていくとの提案については、成果が期待できる。

また、利用者は環境変化に弱く、支援者の変更が大変なストレスになる場合があるという保護者会の意見にもあるように、利用者及びその家族は、現指定管理者による本施設の継続運営を希望している。

以上の内容も含め、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会は、事業計画書において、各要求事項を十分満たしており、地域の社会資源との積極的連携や事業経営上の努力といった観点からも、本施設の指定候補者として適当であると考えます。